

平成31年4月8日

平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事における
工事監督規定等に関する特例措置について(お知らせ)

庄原市 環境建設部 地籍用地課

平素より庄原市建設行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

表題のことにつきまして庄原市では、平成30年7月豪雨により発生した災害復旧工事における工事監督規定等に関する特例措置について、早期に災害復旧工事の完成を図るため、下記のとおり改正しましたので、遺漏のないようお願いいたします。

1. 措置の内容(いずれも平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事に限る)

(1) 工事監督員の体制について

工事監督員の体制を下記のとおりとします。

工事請負金額	当初請負金額 3,500万円以上	当初請負金額 3,500万円未満
	(現行:1,000万円以上)	(現行:1,000万円未満)
総括監督員	課長	主任監督員が兼務
主任監督員	係長	係長
一般監督員	係員	係員

(2) 検査員および工事成績評定の対象工事について

請負金額が1,000万円(税込)以上の工事の中間検査および完成検査においては、地籍用地課長または地籍用地課専門員が工事成績評定を行っていますが、この対象を当初請負金額3,500万円(税込)以上の工事とします。

(3) 中間検査の対象工事について

中間検査の対象金額及び時期を下記のとおりとします。

工事請負金額 (多年度にまたがる 場合は年割額)	当初請負金額 5,000万円未満	当初請負金額 5,000万円以上	1億円以上
	(現行:2,000万円 未満)	1億円未満 (現行:2,000万円 以上1億円未満)	
進捗率約30%	×	×	○
進捗率約50%	×	○	×
進捗率約60%	×	×	○

2. 適用期日

平成31年4月1日から

なお、既に契約を締結している平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事についてもこの特例措置の対象とします。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
庄原市役所 環境建設部 地籍用地課
Tel 0824-73-1138(直通)
E-Mail:kensa@city.shobara.lg.jp